

## 産業合理化と労働改革（下）

三 好 正 巳

目	次
I	開 題
II	労働改革と社会「変革」
	1. 社会民主主義政権下の社会「変革」と国家独占資本主義
	2. 企業構造の改革と労働者の代表制……(以上第36巻第2号)
III	最近の産業合理化と労使関係
	1. ミッテラン政権の経済政策と雇用・失業対策
	2. 産業変革と労使関係——フレキシビリティ、リベルテ——
IV	結 語

### III 最近の産業合理化と労使関係

#### 1. ミッテラン政権の経済政策と雇用・失業対策

経済的民主主義にとって、労働者のための新しい諸権利の承認が重要な意味をもっていることは、すでに述べたとおりである。しかし、新しい諸権利を承認する労働改革も、ミッテラン政権の経済政策との間に矛盾をひき起こさないという保証がなければ、改革としての実際の効果をあげることはできない。そこで、つぎに、ミッテラン政権の経済政策を素描し、この経済政策の実施に当って労働改革が障害となるかならないかを分ける条件の析出を試みよう。ここでの焦点となる課題は、従来からフランス社会党が批判してきた今日のフランス資本主義の三つの弊害、すなわち、失業、産業の停滞、社会的不平等を是正するためにとられた政策のもとで、労働改革の実効性を検討することにある。

まず、失業対策であるが、ミッテラン政権は、景気拡大によって雇用機会を増加させようとした。

1981年5月に政権の座について最初にとった施策は、ジスカール・デスタン前政権の消極財政を積極財政へと移すことであった。すなわち、ミッテラン政権は、成立と同時に前政権の予算を手直しすべく第1次から第4次までの補正予算を組んだが、これによって1981年全体の財政総合収支尻の赤字は拡大し、当初予算の293.84億フランの赤字は760.42億フランの赤字となった。1982年の当初予算は、ミッテラン政権として自らの手で編成した初めての予算である。その編成の『目標は雇用拡大、その方法は景気浮揚、その手段は国民連帯(による低所得者層に対する社会保障の充実及び公平な課税)』という考え方に立って、<sup>1)</sup>数次に亘る上記の1981年補正予算による積極財政を継承・発展させることに置かれた。その結果、失業対策とインフレ対策との両面の対策をとり、経済効果をあげるために不均衡を是正して景気回復に努めるというのが、ミッテラン政権の予算編成の方針とされた。このような方針を貫徹するための主要手段として国家財政が利用されたし、投資の拡大と雇用の創出は、主として公共支出に依存するものとなった。

ところで、この国家予算政策も、金融政策の全体関係の中で整合的なもので

第1表 財政収支実績及び対GDP比

	総合収支尻		総合収支尻 (IMF及び為替安定基金を除く)		GDP (百万フラン)
	百万フラン	対GDP比 (%)	百万フラン	対GDP比 (%)	
1972	+ 1,767	0.18	+ 66	—	981,115
1973	+ 4,840	0.43	+ 2,089	0.19	1,114,200
1974	+ 5,770	0.45	+ 5,503	0.43	1,278,302
1975	△ 37,813	2.60	△ 38,204	2.63	1,452,319
1976	△ 17,169	1.02	△ 20,239	1.21	1,677,973
1977	△ 19,457	1.03	△ 18,339	0.97	1,884,585
1978	△ 38,187	1.78	△ 34,310	1.60	2,141,079
1979	△ 38,897	1.59	△ 37,572	1.54	2,442,312
1980	△ 23,793	0.86	△ 30,302	1.10	2,769,317
1981	△ 64,283	2.07	△ 80,885	2.60	3,111,393
1982	△ 91,835	2.57	△ 98,954	2.77	3,569,333
1983	△137,850	3.48	△129,614	3.28	3,957,043

(注) (1) 資料：lois de règlement

(2) 出所：大蔵省大臣官房調査企画課『調査月報』第74巻第1号（1985年1月）34ページより。

第2表 財政収

	1974	1975	1976	1977
総 合 収 支 尻 (決算書ベース)	+ 5.77	△ 37.81	△ 17.17	△ 19.46
年 度 間 調 整	△ 1.46	△ 5.20	△ 1.72	△ 1.17
国庫資金操作収支尻	+ 4.31	△ 43.01	△ 18.89	△ 20.63
通 貨 外 調 達 :				
長 期 国 債	△ 3.67	△ 7.43	△ 4.09	+ 4.90
(発 行 額)	(0)	(0)	(+ 2.50)	(+ 8.00)
(償 還 額)	(△ 3.67)	(△ 7.43)	(△ 6.59)	(△ 3.10)
一 般 国 庫 証 券	△ 3.40	+ 0.53	+ 5.50	+ 3.88
国庫預託元預託金からの 通貨外調達	△ 13.68	+ 19.82	+ 6.16	+ 11.38
計	△ 20.75	+ 12.92	△ 7.57	+ 20.16
通 貨 調 達 :				
郵便小切手(振替)預金	+ 14.05	△ 2.09	+ 4.70	+ 5.60
個 別 基 金	+ 0.72	+ 0.70	+ 0.40	+ 0.36
銀行保有登録国庫証券	△ 0.62	+ 29.84	+ 0.42	△ 0.07
フランス銀行による操作	+ 2.29	+ 1.64	+ 5.80	△ 5.42
(フランス銀行借入)	(△ 0.21)	(+ 2.95)	(+ 1.85)	(△ 1.45)
(当 座 勘 定)	(+ 2.50)	(△ 1.31)	(+ 3.95)	(△ 3.97)
計	+ 16.44	+ 30.09	+ 11.32	+ 0.47
合 計	△ 4.31	+ 23.01	+ 18.89	+ 20.63

(注) (1) ( ) 内, 短期国債 133.8 億フラン。

(2) 前掲『調査月報』第74巻第1号(1985年1月), 35ページより。

なければ, インフレを抑制しえないばかりか逆にインフレを高進させることにもなりかねない。フランスの金融政策は, 通貨の発行量, 生産の伸び, インフレ率の三者間に一定の関係があるという前提のもとに, 金融政策の量的目標, つまり生産目標と特に重要な物価抑制目標を念頭において, 一定期間に創出すべき通貨量の目標を設定することと併行して金利水準の監視, 外国為替相場の安定をめざす多面的な政策をとってきた。<sup>2)</sup>このようなマネタリスト的でもありマネタリスト的でもないといえる金融政策において, その政策手段とされたのは, 政府(国庫への信用), 企業および家計(経済への信用), 外国の取引先(金および為替)などの経済主体に供与される信用の対応資産(通貨供給量)にたい

## 支戻と資金調達

（単位：10億フラン）

1978	1979	1980	1981	1982	1983
△ 38.19	△ 38.90	△ 23.79	△ 64.28	△ 91.83	△137.85
+ 10.80	+ 9.60	△ 11.83	+ 3.03	+ 8.94	△ 9.28
△ 27.39	△ 29.30	△ 35.62	△ 61.25	△ 82.89	△147.13
+ 9.62	+ 12.16	+ 27.51	+ 16.15	+ 27.95	+ 44.50
(+ 13.50)	(+ 15.00)	(+ 31.00)	(+ 25.00)	(+ 40.00)	(+ 51.01)
(△ 3.88)	(△ 2.84)	(△ 3.49)	(△ 8.85)	(△ 12.05)	(△ 6.51)
+ 1.98	+ 2.61	+ 0.96	△ 1.88	△ 2.39	△ 3.04
+ 12.00	+ 0.20	+ 19.96	+ 12.92	+ 41.31	+ 36.48
+ 23.60	+ 14.97	+ 48.43	+ 27.19	+ 66.87	+ 77.94
+ 10.26	+ 6.20	+ 7.40	+ 10.62	+ 9.65	+ 7.48
+ 0.54	+ 0.85	+ 1.02	+ 1.15	+ 1.59	+ 0.91
+ 14.80	△ 1.23	△ 11.42	+ 35.68	+ 54.98	+ 21.13
△ 21.81	+ 8.51	△ 9.81	△ 13.39	△ 50.20	△ 39.67
(+ 2.09)	(+ 1.67)	(+ 1.65)	(△ 15.46)	0	(+ 5.76)
(△ 23.90)	(+ 6.84)	(△ 11.46)	(+ 2.07)	(△ 50.20)	(+ 33.91)
+ 3.79	+ 14.33	△ 12.81	+ 34.06	+ 16.02	+ 69.19
+ 27.39	+ 29.30	+ 35.62	+ 61.25	+ 82.89	+147.13

する直接管理，および銀行間の関係と中央銀行の特別の役割に基礎をおく銀行流動性操作による間接的通貨供給量管理の諸手段である。貨幣創造として機能する信用の対応資産管理は，国家に対する銀行信用にかかわる予算政策と，経済への信用にかかわる貸出規制を手段とする。国庫にたいする銀行信用についていえば，一方で歳入・歳出の一般的動向と予算の一般収支，他方でその一般収支のファイナンスの方法（剰余，不足の処理方法）に左右される。その手段としては，非金融機関の安定した貯蓄（中期借入れ）と銀行信用すなわち貨幣創造（中央銀行の貸付け，銀行が応募した国庫債権）とがある。<sup>3)</sup>通貨供給量の管理ということからいえば，予算政策は均衡予算が望ましく，財政収支の赤字については，

第3表 Indice mensuel des prix à la consommation des dépenses] [Moyennes annuels (2) et pondérations]

Source : INSEE

Groupe et sous-groupe	Coefficient de raccordement entre base 100 en 1980 et base 100 en 1970 (5)	1979	
		Pondération (3)	Indice
Indice d'ensemble (295 postes)	2.513	10.000	88,1
I. Alimentation (y compris boissons)	2.540	2.700	91,1
Alimentation (non compris boissons)	2.573	2.265	91,1
Boissons	2.362	435	91,4
II. Produits manufacturés	2.416	4.493	86,0
A. Habillement et articles textiles	2.411	945	89,9
B. Autres produits manufacturés	2.406	3.548	85,1
III. Services	2.625	2.807	88,5

(1) Ménages urbains dont le chef est employé ou ouvrier. —(2) Les de statistique. —(3) Les pondérations sont révisées une fois par an. — affectée au dernier mois. —(5) Indice moyen 1980 en base 100 en 1970

出所 : Institut national de la statistique et des études économiques: *Anuaire*

第4表 Évolution de la balance générale

Sources : Ministère de l'Économie et des Finances(direction du Trésor)  
Banque de France (direction générale des services étrangers)

Titres. postes. rubriques	1975	1976	1977
I. TRANSACTIONS COURANTES	11.453	-16.362	-2.118
A. Marchandises	6.213	-22.329	-13.929
1. Exportations et importations	4.604	-24.179	-16.241
2. Négoce international	1.609	1.850	2.312
B. Services	4.217	5.594	11.236
C. Autres biens et services	12.255	12.112	14.451
D. Transferts unilatéraux	-11.232	-11.739	-13.876
II. CAPITAUX A LONG TERME	-7.331	-10.282	2.738
A. Crédits commerciaux	-12.872	-18.478	-17.847
B. Investissements directs	125	-3.162	2.785
C. Autres investissements (secteur public)	-246	-417	-595
D. Prêts	977	5.529	13.663
E. Investissements de portefeuille	4.685	6.246	4.732
III. CAPITAUX A COURT TERME	-11.781	21.666	-5.193
A. Secteur privé non bancaire	5.541	256	6.104
B. Secteur bancaire	-685	7.753	-8.118
C. Secteur public	-16.637	13.657	-3.179
IV. ERREURS ET OMISSIONS	7.659	4.978	4.573

(1) Soldes : recettes moins dépenses. — (2) Compte tenu d'un faux de CAF à l'im-

出所 : Institut national de la statistique et des études économiques: *Anuaire statistique de la*

ménages (1). —Série France entière (295 postes de

Base 100 en 1980

1980		1981		1982		1983	
Pondé- ration	Indice	Pondé- ration	Indice	Pondé- ration	Indice	Pondé- ration	Indice
(3)		(3)		(3)		(3)	
10.000	100,0	10.000	113,4	10.000	126,8	10.000	139,0
2.614	100,0	2.493	114,0	2.557	128,4	2.512	140,3
2.202	100,0	2.105	114,4	2.179	129,0	2.132	140,6
412	100,0	388	111,5	378	125,6	380	138,8
4.534	100,0	4.619	112,8	4.493	125,8	4.550	137,0
906	100,0	856	109,4	815	120,0	829	132,3
3.628	100,0	3.763	113,6	3.678	127,0	3.721	138,1
2.852	100,0	2.888	114,0	2.950	127,3	2.938	141,1

indices mensuels sont publiés notamment dans le *Bulletin mensuel*  
(4) Moyenne mobile des douze derniers indices sansibies mensuels,  
divisé par 100.

*statistique de la France*, résultats de 1983, p.393.

des paiements, Soldes (1)

Unité : Million de francs

1978	1979	1980	1981	1982	1983
31.577	22.069	-17.617	-25.769	-79.272	-33.289
3.377	-8.922	-55.058	-55.013	-102.136	-62.561
320	-13.516	-56.602	-54.032	-103.825	(2)-63.941
3.057	4.494	1.544	-981	1.689	1.380
25.915	29.607	36.994	32.351	31.434	32.142
17.097	18.500	18.023	19.995	21.729	25.849
-14.812	-17.116	-17.576	-23.102	-30.299	-29.219
-15.130	-21.425	-35.805	-49.671	7.982	69.577
-16.907	-15.913	-15.568	-22.832	-29.984	-26.028
2.936	3.184	801	-11.895	-9.858	-1.596
-898	-1.144	-1.032	-1.219	-1.892	-1.959
238	-674	-21.347	-11.728	2.093	56.623
-499	-6.878	1.341	-1.997	47.623	42.537
-16.261	-3.026	43.771	87.616	77.862	-39.646
4.227	-2.192	11.709	-12.084	13.947	-9.383
-8.327	7.083	60.218	71.090	29.826	14.731
-12.161	-7.917	-28.156	28.610	33.089	-44.994
-186	2.382	9.651	-12.176	-5.572	3.858

portation de 4.3%.

*France*, résultats de 1983, pp.804-805.

非金融手段による赤字の補填がはかれるべきだとされる。

1975年以来、フランスの財政収支実績は、総合収支尻を赤字にしてきた。その赤字も、ミッテラン政権の成立とともにとられた積極財政政策によって、大幅に増加した(第1表)。この財政赤字が過度のマネー・サプライに依存しないでファイナンスされれば、これによって均衡を維持しつつ経済活動を刺激することが可能だという理由で、積極財政がとられたのである。しかしながら1982年度の財政収入では、税制についての改革も税負担総額を変えるものではなく、不足資金の調達、長期国債の発行と銀行保有登録国庫証券の調達に依存することになった(第2表)。財政の大幅赤字を埋める国家のこのような資金調達において、インフレの高進と民間資金需要のクラウディング・アウトの可能性が指摘されることになった。

世界的な景気の後退局面で、あえて積極的政策をとり、公共支出に依存する景気浮揚策をとったことによって、インフレが高進し(第3表)、輸入の急増から貿易収支も改善しないばかりか赤字は増加した(第4表)。しかも、個人消費は拡大しても投資は伸びず、1981年の実質成長率は0.5%、鉱工業生産指数はマイナス2.3%となった。このような経済情勢のもとで、E. M. S. (European Monetary System ヨーロッパ通貨制度)内の調整として、1981年10月3%、1982年6月に5.75%のフラン切り下げが行われた。これにともない、インフレ抑制と貿易収支改善のために、政策は軌道修正されることになった。すなわち、1982年6月11日から10月31日まで物価・賃金を凍結し、1983年予算の赤字幅を国内総生産の3%以内に抑え、失業保険会計、社会保険会計の収支の均衡、国有企業を中心とする投資促進の方針が打ちだされた。同時に、フラン相場安定のために介入し、その必要資金として多額のドル借入れがなされたし、貿易収支の赤字削減のためにVTRなどの輸入規制、輸出促進のための輸出手続簡素化が行われた。さらに、1983年3月に3度目のフラン切下げ(2.5%)が行われ、それにともなって3月25日に、政府は対外均衡回復のための10項目の措置を発表した。その中で、マネー・サプライの増加目標の10%から9%への引き下げ、そのための措置として銀行借出抑制(1983年7月)、為替管理を強化し観光旅行

者の国外消費金額の制限など（1983年3月）が実施された。<sup>4)</sup>

以上のようにミッテラン政権は、成立当初の積極財政から訣別することになったが、その転機となったのは、1982年6月の第2回目のフラン切下げであり、インフレ抑制のための「フラン切下げにともなう国内補完措置」にともなっている。積極から緊縮へのこの政策転換にもかかわらず、雇用関連予算の支出は増加を続けている（第6表）。しかし、強化される引締め政策の実施によって、雇用面での悪化の圧力は高まり失業も増大し続けることになった（第5表）。

ミッテラン大統領は、地方自治体や地方団体の下にある公共事業に6万人、公共社会サービスに15万人、計21万人の雇用増加を選挙で約束していた。この約束の条項は、1982年と1983年の臨時プランによって取りあげられた。そしてこの臨時プランでは、公務員10万7,700人、病院、保健・厚生医療機関3万5,000人、公共事業2万9,000人（地域事業による雇用2万人、その他の社会・文化関係の雇用9,000人）の計17万1,700人の雇用計画となっている（第7表）。1981年1月1日から1982年1月1日までに、行政公務員（les fonctionnaires civils）の正規の有資格者（des titulaires）として3万2,922人、正規の資格を持たない者（des non-titulaires）500人強の増加があった。<sup>5)</sup>もともとこの正規の資格を持たない者の数は、1974年以来その解消にとりくまれてはきたが、1981年5月現在で48万6,000人近く存在している。1981年8月7日以降、この正規の資格を持たない者にたいする解雇を一時見合わせるように、各省庁に首相の通達がだされた。また、この正規の資格を持たない者を任命採用することは、政府と労働組合との間の特別に大きな協議課題をなしていた。そして、この発令が例外措置であり繰り返されはしないということと、このような臨時雇身分で規程に拘束されない組織構成を再び生みだすことを防ぐためのシステムが必要であると、政府の側も認めていた。

国家による介入と援助の拡大のもとで、雇用保障のための諸制度が拡張した。国家による雇用領域への介入は、労働諸条件を規制し労働契約の最低基準を制度化することによって個々の賃金労働者にたいする保護に結びついている。賃金・労働条件規制の目的を達成するために、国家は、職業斡旋と労働力の需給

調整のために労働市場に直接介入してきた。そして、経済成長が帰ってくるという期待のもとに、不完全失業の補償制度を導入して雇用喪失からくる社会的影響を小さくするという消極的な雇用政策は、経済危機の長期化が明らかになるにつれて、新しい政策方向に転換せざるをえなくなった。その内容は、一つには待期の状態にある雇用 (des emplois disponibles) を片づけて労働力人口と

第5表 Population active: actifs occupés

Source : INSEE

	1975	1976	1977
<b>Salariés:</b>			
Hommes	10. 793, 2	10. 834, 0	10. 881, 6
Femmes	6. 445, 5	6. 606, 4	6. 774, 8
Ensemble	17. 238, 7	17. 440, 4	17. 656, 4
<b>Non salariés:</b>			
Hommes	2. 439, 0	2. 392, 3	2. 354, 3
Femmes	1. 336, 5	1. 328, 3	1. 330, 1
Ensemble	3. 775, 5	3. 720, 6	3. 684, 4
<b>Chômeurs:</b>			
Hommes	389, 0	402, 3	450, 8
Femmes	513, 0	591, 0	653, 7
Ensemble	902, 0	993, 3	1. 104, 5
<b>Population active totale:</b>			
Hommes	(a) 13. 910, 0	13. 915, 3	13. 969, 3
	(b) 13. 621, 2	13. 628, 6	13. 686, 7
Femmes	(a) 8. 295, 2	8. 526, 0	8. 759, 0
	(b) 8. 295, 0	8. 525, 7	8. 758, 6
Ensemble	(a) 22. 205, 2	22. 441, 3	22. 728, 3
	(b) 21. 916, 2	22. 154, 3	22. 445, 3
<b>Taux de chômage:</b>			
Hommes	(a) 2, 8	2, 9	3, 2
	(b) 2, 9	3, 0	3, 3
Femmes	(a) 6, 2	6, 9	7, 5
Ensemble	(a) 4, 1	4, 4	4, 9
	(b) 4, 1	4, 5	4, 9
(a) Y compris contingent. — (b) Non compris contingent.			

出所: Institut national de la statistique et des études économiques: *Anuaire*

労働力化率を調整することである。例えば、労働力人口の量にかかわるものとしては、高齢労働者の引退を促し、移民労働者の帰国を奨励し、それぞれの段階に応じた方法で若年労働者が労働市場へ登場するのを遅らせるなどの施策である。労働力化率にかかわるものとしては、労働力化を促す方策の大部分を取り止めることである。二つには、雇用にたいする種々の財政援助による労働費

et chômeurs. Moyennes annuelles

						Unités : Millier Taux en %
1978	1979	1980	1981	1982	1983	
10.856,5	10.814,1	10.789,4	10.659,2	10.612,0	10.509,5	
6.906,1	6.981,1	7.047,3	7.061,9	7.172,5	7.213,1	
17.762,6	17.795,2	17.836,7	17.721,1	17.784,5	17.722,6	
2.335,3	2.328,4	2.346,9	2.322,6	2.270,0	2.237,8	
1.319,3	1.298,4	1.247,2	1.234,2	1.243,6	1.221,0	
3.654,6	3.626,8	3.594,1	3.556,8	3.513,6	3.458,8	
497,2	567,5	582,4	711,7	804,4	827,7	
685,3	787,1	869,4	982,8	1.058,8	1.035,8	
1.182,5	1.354,6	1.451,8	1.694,5	1.863,2	1.863,5	
13.982,6	13.982,6	13.982,9	13.960,7	13.951,6	13.835,5	
13.689,0	13.710,0	13.718,7	13.693,5	13.686,4	13.575,0	
8.911,1	9.067,0	9.164,3	9.279,4	9.475,4	9.470,4	
8.910,7	9.066,6	9.163,9	9.278,9	9.474,9	9.469,9	
22.893,7	23.049,6	23.147,2	23.240,1	23.427,0	23.305,6	
22.599,7	22.776,6	22.882,6	22.972,4	23.161,3	23.044,9	
3,6	4,1	4,2	5,1	5,8	6,0	
3,6	4,1	4,2	5,2	5,9	6,1	
7,7	8,7	9,5	10,6	11,2	10,9	
5,2	5,9	6,3	7,3	8,0	8,0	
5,2	5,9	6,3	7,4	8,0	8,1	

statistique de la France, resultats de 1983, p.102.

第6表 雇用関連予算の趨勢

(単位: 100万フラン)

	1981年	1982年		1983年	
	当初	当初	(同前年比)	当初	(同前年比)
若年者就業促進策 新雇用促進措置	3,918	4,832	(123.3)	5,676	(117.5)
	—	2,000	(—)	5,860	(293.0)
小計	3,918	6,832	(174.4)	11,536	(168.9)
従来の雇用・職業訓練援助	8,876	11,939	(134.5)	13,140	(110.1)
計	12,794	18,771	(146.7)	24,676	(131.5)

(注) (1) 「フランスの1982年度, 83年度予算(案)の概要」所収表より作成。

(2) 前掲「調査月報」第71巻第3号, 第72巻第7号所収。

第7表 臨時プラン期間中の公共雇用の創出

	1981年度 補正	1982年の 財政法	1983年の 財政法	合計
A. 創出が財政法上計上されている雇用:				
Ⅰ— 一般予算:				
a. 予算制度上の雇用	22,866 <sup>(1)</sup>	35,599 <sup>(2)</sup>	13,258 <sup>(3)</sup>	71,723 <sup>(4)</sup>
b. 国家によってファイナンスされる 予算制度外の雇用:				
— 公団その他	1,829	3,293	2,109	7,231
— 私立教育機関	1,000	2,000	500	3,500
小計 (a+b)	25,695	40,892	15,867	82,454
c. 地方自治体事業による雇用創出に 対する補助金	5,000	10,000	5,000	20,000
d. 社会・文化的雇用創出のための補 助金	2,250	4,910	1,535	8,695
合計 (Ⅰ)	32,945	55,802	22,402	111,149
Ⅱ— 付属予算:				
予算制度上の雇用	8,003 <sup>(5)</sup>	5,698 <sup>(6)</sup>	7,502 <sup>(7)</sup>	21,203 <sup>(8)</sup>
欠員補充 (PTT)	4,000	—	—	4,000
合計 (Ⅱ)	12,003	5,698	7,502	25,203
Ⅲ— 国家予算上の雇用合計	44,948	61,500	29,904	136,352
B. 病院, 保健・厚生機関:	9,340	18,000	8,000 <sup>(9)</sup>	35,340 <sup>(9)</sup>
総計	54,288	79,500	87,904	171,692

(注) (1) 防衛1,000人を含む, (2) 同1,683人を含む, (3) 同670人を含む, (4) 同3,353人を含む, (5) PTT 8,000人を含む, (6) 同5,650人を含む, (7) 同7,500人を含む, (8) 同21,150人を含む, (9) この雇用は1983年財政法中において, 1982年の創出雇用の調整に相当し, さらに労働期間の短縮に相当している。それゆえこの雇用は, 1983年財政法のレベルで調整された雇用しか構成せず, 1982年と1983年の2つの年度の全体についての純創出である。⑩ 追加雇用のある部分は, 精神科医と看護人として創出されるべきものである。

なおこの表は, 国家によって補助されない地方公共団体により創出された雇用は含まない。

出所: Minister de la fonction publique et des reformes administrative: *La Fonction Publique en 1982*, La Documentation Française, 1983, p. 49.

用の削減で雇用拡大を誘導する施策である。例えば、1979年から81年までに締結された雇用のための全国協定や1982年の若者のための将来プランがそうである。三つには、産業の再構成に随伴する諸施策である。配置転換委員会の増加する設置、地域雇用を守るための手段として雇用の地方平衡回復を目的とする援助制度の利用が、その例である。しかし、1983年以降の雇用政策は、早期退職と収入保証にたいするあまりに費用がかかりすぎる制度を見直すことになった。さらに、1981年に始まった雇用拡大を目的とする労働分割を、協議により労働時間短縮を実施するものに援助金を増額するという形態で追求することとした。地方が主導する事業活動の再開や経済発展による雇用創出、1982年3月26日のオールドナンス82-273による若者の社会および職業への同化のための措置に加えて、1984年2月24日の法律84-130で若者への職業訓練の改革が実施されることになった。そして、本当の意味での雇用事業部（SPE : le service public de l'emploi）<sup>6)</sup>を諸活動の全体を調整する目的で創設することになった。

失業問題の解決を当面緊急の政策課題としてとりくんできたミッテラン政権は、成立当初の積極財政のもとでは政府・公共機関への直接雇用の拡大を含めた雇用機会の拡大に努めた。引締め政策への転換後も、雇用・失業対策は引き続き重要な政策課題であった。しかし、ミッテラン政権にとってのもう一つの重要な政策課題であった基幹産業の補強を軸とする生産機構の再編は、政策転換で景気の上昇回復をみないままに、経済の停滞するもとで産業変革（la mutation industrial）問題を顕在化した。このような状況のなかで、雇用政策は、雇用拡大よりも労働力流動化の政策としての性格を強めていった。

もともと成立当初から、ミッテラン政権は、地盤沈下を続けるフランス工業にたいし新技術の導入と生産設備の近代化による再工業化（la reindustrialisation）に取りくむことを課題とした。そのために取られた政策は、主要企業グループの国有化と各産業セクターごとの再編計画を含むプランの策定とであった。<sup>7)</sup>しかし、製鉄、造船、石炭、石油、化学、繊維などの構造的不況産業をかかえ、引締め政策に転換を図った政府は、これら構造不況産業を中心に「合理化」を推進しなければならなくなった。1984年3月31日に石炭、造船及び製鉄

業にかんする産業再建策が発表された。この再建策では、4年間で2万から2万5,000人の人員整理を予定し、その約半数は早期引退により残り半数は2年間の転換訓練を実施しその間70%の賃金を保証し転換を促進するというものであった。この再建策にたいし、C. G. T. は、このような再建策では危機脱出とはならないし、社・共協定にも反するとして反対した。時を同じくするごとく1984年7月21日、プジョーグループは、ロボット導入による技術革新を実施するために7,371人（全従業員の9.1%に相当）の整理を発表した。この整理案では、プジョー関係で早期の任意退職方式により3,231人、タルボ関係では1,339人の早期任意退職と2,801人の解雇、計4,140人の整理が提案された。C. G. T., C. F. D. T. などの労働組合は、会社側の一方的な整理案に反対してストに突入した。この争議を契機にして、政府内部において産業変革 (la mutation industrial) への早急な取りくみとともに、とりわけ産業構造変革にもなう雇用・失業問題への対応が必要だという声が大きくなった。とくに構造不況産業の「合理化」は、人員整理をとめない、労働組合の対応は解雇反対に焦点が置かれた。労働組合のこの解雇反対にしても、解雇絶対反対と被解雇者数を削減し補償措置を求める条件付反対とに対応が分かれた。政・労・使の協議では、産業再建策にかかわって国家雇用基金などの補助金制度を利用し、早期引退、転職、労働の分割を促進するための条件について主として話合われてきた。

以上のように、産業「近代化 (la modernisation)」のための合理化が政策として追求されるなかで、雇用問題が政・労・使間の最大の課題となったことは確かだが、この産業変革が労使関係、とりわけ職場における労使関係に、大きな問題をひき起したことも事実である。産業変革をとまなう産業政策において生起した職場労使関係における問題が、次章における課題である。

- 1) 「フランスの1982年度予算(案)の概要」大蔵省大臣官房調査企画課『調査月報』第71巻第3号(1982年3月), 30ページ。
- 2) 「フランスの金融政策——フランス銀行総裁の講演——」大蔵省大臣官房調査企画課『調査月報』第70巻第5号(1981年5月), 89~90ページ。
- 3) 同上, 93~94ページ。

- 4) 「ミッテラン政権下のフランス経済」大蔵大臣官房調査企画課『調査月報』第73巻第5号（1984年5月）、38ページ。
- 5) *Ministere de la fonction publique et des reformes administratives: La fonction publique en 1982, Rapport annuel: LA DOCUMENTATION FRANCAISE*, 1983, p. 57.
- 6) *Liaisons Sociales, Aides à l'emploi*, 6 juin 1985, n°9496, pp.6-7.
- 7) 政府によって提出された国有化法案（un projet de loi de nationalisation）は、5つのグループの産業国有化を提案した。la Compagnie Générale d'Electricité, la Compagnie de Sant-Gobain, les Sociétés Pêchiney-Ugine-Kuhlmann, Rhône-Poulenc S. A., Thomson-Brandt である。さらに36の銀行と2つの金融会社、すなわち Compagnie financière de Paris et des Pays-Bas, Compagnie financière de Suez が国有化された。これらの国有化は、経済的民主主義の道において前進することが時には所有構造の変化に関連していることを、国民議会へのその提案説明の中で明らかにしている。

また、この国有化政策が、経済危機克服のための産業政策にとって重要な位置を占めることも明らかだが、国有化企業に期待されていた役割は、基幹産業の再生、つまり雇用を拡大し、積極的投資と研究努力によって競争力を身につけ、新しい産業ダイナミズムの形成に貢献することであった。

## 2. 産業変革と労使関係

### ——フレキシビリティ、リベルテ——

ミッテラン政権の産業政策は、主要企業グループの国有化を実施するとともに、各産業ごとのセクタープランを策定しそれを実施した。この産業政策は、一方で未来産業（エレクトロニクス、インフォーマティク、バイオテクノロジー、ロボティクなど）にたいする発展を助長し技術革新に取りくむこと、他方では構造不況産業（製鉄、造船、石炭、石油化学、繊維など）の縮小再編を対極に置くものであった。そして、政府は、この政策方針を貫徹するために、研究開発、産業投資、産業合理化を計画的に主導・実施しようとしたのである。

このような産業政策は、ミッテラン政権が「フランス社会主義」建設のために進めている企業構造改革や労働改革と「整合」し、「フランス社会主義」建設のために、生産機構再編制の任務を負わされたものであった。さらになお、経

済政策転換後の産業政策にもとづく産業変革 (la mutation industrial) と企業構造改革 (la réforme de l'entreprise) および労働改革 (les réformes du droit du travail) が整合するか否かは、失業縮減、産業停滞の回復、社会的不平等の是正など資本主義の現局面における弊害除去という目的が達成されるか否かにかかわるものであった。社会党政権国家としてのこのような目的に照らしてみた全体的な評価とともに、個々の変革に即した評価、たとえばオールー法による労働改革からみた評価において労働者権利の拡充に成功したものでなければ、社会変革はたんに表面上の成功に止まって、内容をともなった成功とはならないであろう。

そこで、ミッテラン政権にとって、積極財政から均衡財政への修正が不可避となり、経済政策が修正され経済の停滞が続くなかで産業変革問題が顕在化したとき、国有化政策とともにオールー法によって進められた企業構造改革は、その当初の目的をなおも達成することができたのであろうか。労働改革の内容が、産業変革問題の顕在化とともにどのような実態にあるかということが、そこでの問題を評価するばあいの中味となるであろう。ところが産業変革問題は、構造不況産業の縮小再編成にもなう雇用削減と労働者の既得権の侵害にもとづく労資の対立をひき起すものとなった。とりわけ失業の増加について、積極財政による経済拡大で失業を減少させる見込みがはずれたので、失業状態の悪化 (l'aggravation du chômage) が起きたが、この状態の悪化はいわゆる労働市場の硬直性 (les rigidités du marché du travail) の由として問題にされた。経営者は、雇用にたいする柔軟性 (la flexibilité) を要求するし、政府もまた、失業者数を過小に表わすための策略をめぐらして、労働と失業との間の中間の状態を増加させようという意図を示した。<sup>1)</sup> 政府のとる態度、諸規程や政府が適用する状況、政府がとる主導性によって、政府は経営者の欲求や権利要求を勇気づけ、かき立てさせたのであった。

フレキシビリテは、経済危機における経営者による対応の基本的な構成部分をなしている。すなわち、フレキシビリテは、危機の深化に関連し、利潤への欲求や資本の最大限で直接的な経営収益の経営者によるあくなき追求にかかわ

っている。経営者が最大限の利益を確実に手にしようとするれば、経済的だけでなく社会的な諸困難も増加する。そこで、経営者は、直接的な利潤の確保に障害となるものについて攻撃に出るのである。それは、広く深い規模で労働者からの超過搾取 (*une aggravation de l'exploitation*) を組織することに関連している。そこで、そのために、賃労働のあらゆる次元が、労働者の諸保証を可能な限り侵食するために検討し直される。雇用の諸条件、労働の組織化、賃金、労働組合の権利、全体としての社会的保護などの各次元が再検討される。企業に堅固な経営基盤をあたえるために、経営者は、契約上、法律上の計画について労働法典の主要部分の全体を弱めるために、国家にたいして「異常な規制」という言葉でこれらの計画を非難し、労働者保護の再検討を要請するのである。同時に、経営者は、増加する公共セクターや国有化セクターの労働者権利についても攻撃する<sup>2)</sup>。

賃金の柔軟性 (*la flexibilité des salaires*) は、逆説的にいえば賃金の凍結、いわゆる硬直性によって始まる。賃金が高くなるのを妨げること以外の他の目的はないので、賃金の凍結には柔軟性という表現が逆説的だといっているのである。賃金の柔軟性は計画作成 (*la programmation*) を成功させるために主張されるものであって、そのために賃金のスライド制度あるいはスライディグスケール (*l'indexation ou échelle mobile*) に物価上昇に遅れて賃金を修正することを認めようとするものである。この修正が遅れたばあいには、実質賃金の低下が起きる。実質賃金の低下によって賃金体系に亀裂が入った後ではスライド制最低賃金制 (*le salaire minimum interprofessionnel de croissance: S. M. I. C.*) が攻撃にさらされている。S. M. I. C. の決定は、政府の法的な責任事項であるし、S. M. I. C. は全国的なあらゆる労働団体に利益をもたらすものであるのだから、物価上昇にすばやく対応するよう努力されなければならない。しかし S. M. I. C. は団体交渉全国委員会 (*la Commission Nationale de la Négociation Collective: C. N. N. C.*) の会議で議論された後で決定されねばならないとされているのに政府によって回答のないままに要請書が放置され、それについて C. G. T. が C. N. N. C. の開催を労働大臣に要求することさえ起った<sup>3)</sup>。このようなスライド

制への攻撃にたいして、労働組合側、たとえばC. G. T.は、産業別保証賃金の立場を堅持するものであった。もともと労働の資格 (la qualification) ごとの最低保証賃金の規定はそれぞれの部門ごとに行われ、この規定に到達するための行動の領域と同じように権利要求を確定する領域も、関係する労働組合の諸同盟組織の権限に属している。さらになお、S. M. I. C.は、理論的には全産業の最低賃金を規定したものであるので、特別の資格を持たない労働者のカテゴリーについての産業別賃金は、S. M. I. C.の規定する賃金水準を超える以外はありえない。体系のすべての賃金の購買力を維持しようとするれば、団体協約で上げられる最高水準の保証賃金は、必要があれば、物価上昇に応じて再評価され、この2年間に被った購買力の損失を考慮して、少なくとも当該部門の上級のカテゴリーの平均賃金に等しいものであらねばならない。また、当然のことながら、賃金体系についての格付け構成は、労働の資格に応じて決定されるものであって、ポストあるいは雇用の要求に応じて決められるものではない。<sup>4)</sup>

しかるに、政府の厳しい物価抑制策と悪化する雇用のもとでの賃金交渉は、物価上昇率と同率ないしそれを下廻る産業や企業レベルの妥結をみることになった。公共セクターにおける政府と労働組合との1983年9月からの交渉でも、協定された実質賃金保証条項の実施や1983年11月実施予定の2%賃金上げについて、政府側はその実施を遅らせようとして労働組合側と対立した。しかも、やっと回答された賃金改善も、政府の物価上昇目標にすら及ばない低額の回答でしかなかった。つまり、S. M. I. C.の物価スライド機能を実質的に否定する政府の動きのもとで、S. M. I. C.やS. M. G. P. (des salaire minima garantis professionnels: 産業別最低保証賃金)の決定を待たず、企業にたいし生活費のための必要な充足や従業員の方格付けと資格に対応する賃金額を提示要求することが労働組合にとって極めて重要な位置を占めるようになった。しかし、そのことは他方において労働者側が、企業の目的に合致する賃金条件に労働者を置こうとする経営者側の政策と直接対決させられことを意味している。

つぎに、雇用にたいするフレキシビリティであるが、1984年12月のフレキシビ

リテに関する交渉の時期に、盛んに喧伝されたことは「雇用の創出 (la création d'emplois)」ということであったし、その最大のねらいは雇用の硬直性を排除すること、つまり解雇規制など賃金労働者にたいする雇用保護を弱めることである。そしてリベルテという表言でよく聞かれるのは、強すぎる行政的強制の束縛についてである。労働者とその家族にたいして有害な結果をもたらすような状態の漸進的悪化にたいする抵抗が、労働組合にとってきわめて重要な課題となってきた。F. N. E. 協定があるか、あるいはないばあいの純粹かつ単純な解雇、最低手当の補償システムが後退するもとの部分失業、政府が提供する6,000フランの手当でフルタイム雇用からパートタイム雇用への転換、期間の定めのない雇用から期間の定めのある雇用へと移行させること、さらに見習中の若年労働者の利用制限を拒否し、若年労働者を過剰労働力として利用し安価な労働力として職業生活に導入するために見習期間を利用することが、経営者にとっては利益をもたらすものとなる。<sup>5)</sup>

さらに、労働時間とフレキシビリティとの関連の問題がある。労働組合、たとえばC. G. T. は、賃金は元通りの労働時間短縮を主張している。もちろん経営者側は、この主張を聞き入れようとはしない。労働組合側からすれば、1984年の交渉で約束された諸点を断固としておし進める必要があったし、経営者側はこの短縮の可能性を初めは受け入れるふりをしながら交渉の中で、労働時間短縮を含めて今日企業のパートナーの間でもたれる交渉で熱狂的に支持される「物々交換的取引 (l'opération troc)」に協力を求めた。労働者側は所定労働時間 (la durée du travail) の方に話を運び、経営者側はフレキシビリティ全体の方に話を運ぶ、という状況であった。<sup>6)</sup> 労働時間 (le temps du travail) については、<sup>7)</sup> 所定労働時間の通年化 (l'annualisation) と労働時間制の柔軟化の可能性 (des possibilités d'assouplissement de l'organisation du temps de travail) を拡張するという二つの側面が、経営者のねらいであった。1982年1月16日のオールドナンスと各部門あるいは企業における協定の中で労働時間にかんする「大改革」が具体化されることになった。この「大改革」をC. N. P. F. が受け入れたのは、彼らにとって部分的に有用である多くの長所があったことと、これも経営者を

利することになるが、賃金労働者を保護する法律のあるいは規則的な保証がひどく悪かったからである。もちろん C. G. T. がこれをそのまま受け入れる筈はなかつた。<sup>8)</sup>

最後に、女性特有の柔軟化の問題がある。それは、女性について所定労働時間と雇用にかんするフレキシビリティを一般化するばあいに独自の障害が存在することから発生する事柄である。つまり、妊娠中の女性は別にして、一つは労働安全衛生にかかわるもの、もう一つは労働時間の所定時間との調整の問題である。たとえば、一つは健康に有害な労働の禁止の範囲のように、揚げたり引っぱりたりする重量の限度というような問題であり、他は夜間労働の禁止、1日当りの労働にたいする10時間という制限、日曜、祭日労働の禁止についてなど、<sup>9)</sup> 経営者が調整を希望するものである。

1984年以降、フランス経営者連盟 (C. N. P. F.) が基本戦略としたフレキシビリティは、一方で雇用のフレキシビリティにかんする労使交渉を開始することであったし、他方で政府にたいして政権当初の積極策でもなく政策転換による緊縮策でもない第三の政策、すなわち企業の競争力や投資拡大による成長政策を提唱し、そのために政府が企業に基本的な自由をあたえるよう求めることであった。<sup>10)</sup> こうした状況のもとで、労働者保護の制度的機能を弱める動きが加速されるようになった。労働者保護制度にとって、監督制度はきわめて重要な役割をもっている。しかし、労働監督は、常々経営者の「激しい敵意 (la farouche hostilité)」に曝され、経営者に苦痛をあたえるつもりではないが、さりとて社会的運動によって獲得された労働制度であるので全く無視することもできないという非常に逡巡した態度をもって歴代政府の支持を得てきたものである。だからこそ、労働監督は、労働者側からすれば、労働の権利が認められている全領域で起きている障害、つまり監督を形骸化するフレキシビリティをそのままの状態にしておくことはできない。

ところが、労働大臣デルバル (DELEBARRE) は、労働時間の改善について法律を提出し表面上遵守の態度をとりつづけた。彼は労働と雇用の出先業務機関 (l'Organisation des Services Extérieurs du Travail et de l'Emploi) について記

された通達 (une circulaire) をだすことになったが、この通達の中で、この制度を経営危機の管理に適用し、労働法典の適用諸規定を緩め、労働監督を全く新しい方向に導くことに努力するよう<sup>11)</sup>に求めている。「フランス社会主義」による社会変革という観点からすれば、いまや階級闘争は存在せず、労働の権利とその適用について別の概念に、この通達は導くことになった。つまり、この通達は、労働法典にフレキシビリティをもたらすことになったのである。それは、一つには、労働監督の独立性を崩すことであった。労働監督の方針が、監督 (le contrôle) から助言 (le conseil) へと移行し、パートナーの「双対性 (la dualité)」機能に依存しようとするのを、それは意味した。いま一つは、雇用創出を理由にした労働法典のフレキシビリティである。持続的で不可避的な危機に関連して、企業における労働の権利の適用をしばらく放置することも認めるということが、その内容である。これまでに、経営者の圧力で法律の条項のかなりの部分が適用されないままできていた。したがって、今回の通達は、それが述べているとおりに、この任務を地方の関連部課に移譲し、いまや手始めに、解雇を容易にするために1975年の法律の実効性を失わせることだけであった。

労働省は、《TRANSPARENCES》というタイトルで、労働の権利の諸局面を解説したパンフレットを5冊のシリーズとして刊行した。「小企業における従業員代表権 (La représentation du personnel dans les petites entreprises)」、「企業において交渉で解決する 毎年の義務 (L'obligation annuelle de négocier dans l'entreprise)」、「パートタイム労働 (Le travail à temps partiel)」、「期間の定めのある労働契約 (Le contrat de travail à durée déterminée)」、「一時的労働 (Le travail temporaire)」という5冊のシリーズである。第一のパンフレットは、従業員11人以上50人以下の企業における従業員の代表権について述べたもので、従業員代表や重要な問題を共有する現場集団の代表 (les délégués de cite)<sup>12)</sup>を選挙する現実の困難性からくる不利益を覚悟のうえで所定の労使同数委員会の経営者側代表との、しかも協定による代表制取り入れを進めようとするものであった。<sup>13)</sup>第二のパンフレットは、企業における団体交渉について書かれているが、毎年行われるべき交渉についての悪い意図をもった解説が付されており、その

解説によって賃金や所定労働時間についての法律あるいは団体協約の違法な協定が締結できることを推奨している。たとえば、所定労働時間について、法的基準以下の違法な協定の可能性を示唆している。第三のパンフレットは、パートタイム労働 (le travail à temps partiel) の奨励について述べたものである。パートタイム労働者は、従業員10人以上の民間企業では1979年12月に4.2%を超え、1984年12月には5.5%に達した。こうした雇用形態の展開は、一方では労働者管理の規制を緩和したいという経営者の希望、他方では労働生活と職業外の生活とを両立させたいとする労働者側の希望によるものだというのが、このパンフレットの主張である<sup>14)</sup>。しかし、労働者が真に要求しているのは、35時間労働制と完全雇用であり、パートタイム労働はただ経営者を利するのみだというのが、これにたいするC. G. T.の批判である。第四のパンフレットは、厳密に経済的理由があるばあいに限って期間の定めのある労働契約を認め、そのような労働者の地位を改善することを意図した1982年2月5日のオルドナンスを否定した1985年7月25日の法律が可能にした内容、つまり期間を定めた契約の継続の可能性などを並べたものである。労働者の雇用を不安定にするこうした契約の継続や更新を労働者が受け入れることを強制するいろんな方法、期間の定めのある契約に頼る多様な事例を、このパンフレットはあげている。第五のパンフレットは、一時的労働について、期間の定めがある労働契約と同じように一時的労働の一般の原則をより良く理解する助けとなること、および技術的要請を尊重してそれらの原則を適用することを助長するという二つの課題を含んでいる。

以上のように、労使の自主交渉による基準設定を認めるような法律の制定、あるいは行政方針によって、オール法の効力を減殺し、それをもって経営者のフレキシビリティの要求にこたえたのである。1984年から85年にかけて、ミッテラン政権が、産業再編計画案の具体化にともなう雇用対策のなかで実施したパートタイム雇用の奨励措置はその例である<sup>15)</sup>。また、労使の強い反対にもかかわらず進めた労働時間調整法案で、産業部門、企業もしくは事業所の労働協約によって労働時間の調整ができたとした。この法案は、法的規制を緩める点で

はフレキシビリティのための条件を設定することになり経営者を利するものでありながら、なお労働組合との協約によらねばならないということで経営者の反対もまねいた。労働組合の側からすれば、この法案は協約拡張が認められているもとの協約の規則的部分や手続的部分にたいする指導権争いがからむことと結びついて、法的規制が緩められる恐れがあるか否かで、この法案の評価は分かれるものである。

1984年5月28日に、雇用の柔軟性についての労使間交渉が始まった。同年12月16日には、雇用条件の調整にかんする議定書 (le protocole sur l'adaptation des conditions d'emploi), あるいは雇用のフレキシビリティにかんする議定書といわれるものが、6ヶ月の交渉の末にC. N. P. F.によって提案された。しかし労働組合のいかなる組織もすぐには署名せず、12月27日まで署名を引きのばした。C. G. T. は、「それほど危険で反動的な」議定書の条文にたいし、はじめからすでに反対を表明していた。C. F. D. T., F. O., C. F. T. C., C. G. C. の4つの労働組合は、組織にはかつて態度を決定することにした。その結果C. G. C. の執行委員会 (le Comité exécutif) は、この議定書に署名することを決定し、C. F. D. T. のばあい全国事務局 (le Bureau national) は最終決定の前に連合、地方組織に相談するとしながらこれにたいする態度として「積極的見解」を表明していた。F. O. は連合事務局会議 (le Bureau confédéral) を召集し前向きな回答がされるものと予想されていた。C. F. T. C. も中央評議会 (le Conseil national) を開いて態度を決定することになったが、その態度はより慎重なものであった。<sup>16)</sup>しかし、C. G. T. はもとよりF. O., C. F. T. C. が拒否するに及んで、C. G. C., C. F. D. T. も署名を拒否し交渉は決裂した。1985年に入って、5月に話し合いがもたれるまで、殆んど主だった交渉はもたれなかった。

継続する経済危機のもとで、C. N. P. F. からの強い要請にこたえる政府のフレキシビリティのための措置は、労働組合組織側の対応の違いもあって、労使関係に新しい問題を発生させることになった。一つは工場閉鎖 (la fermeture d'usine) にともなう人員削減にかんする企業レベルの交渉である。労使交渉の

結果調印される社会契約の議定書は、職業転換訓練制度の導入と人員削減を最小限に止めようとする内容とするのが一般的であった。もちろん、全労働組合から必ずしも一致して調印されるような議定書が作成されるとは限らず、別の議定書を作成する動きも見られる。さらに、この間経済的理由による解雇にたいして、失業対策、職業訓練のための政府による対策と、失業保険にかんする新協約の締結などが進められた。しかし、労使間交渉と協約による対応は、改善と同時に改悪、たとえば1985年10月末に締結された失業保険の新協約は、給付期間の延長と引きかえに保険料の値上げと基本手当額中賃金日額にかかわる部分を42%から40%に下げること認めたもので、「交換的」交渉と協約としての性格を特徴としている。したがって、この協定でもC. G. T. は調印を拒否した、

「交換的」交渉と協約による違法な基準の設定し、しかも労働省によってそれが推奨されるなかで、C. G. T. を中心とする活動家の職場における抵抗が強くなった。同時に、これらの活動家にたいする抑圧も激しくなった。1985年12月末のパリ地下鉄のストライキでは、機械をブロックした運転手の1人が、執行猶予付きの6ヶ月の懲役刑を受けることになった。1年前に人身事故を起したことが、裁判所の判断に影響をあたえたものであった。このとき、労働者側は「パリ混乱 (PARIS-PAGAILLE!)」とか「パリジャンを人質にとる (Les Parisiens pris en otage!)」と非難された。しかし、パリ市交通公団 (Régie autonome des transports parisiens: R. A. T. P.) の経営者は規則に守られて、すべての責任をまぬがれた。その結果この地下鉄のストは、「山猫スト (la grève sauvage)」とか「違法スト (la grève illégale)」とか非難攻撃されることになった。こうした状況のもとで、「自由と権利 (les droits et les libertés)」の闘いが、今日きわめて重要な課題として登場してきたのである。既得権の保証と諸権利の防衛および改善は、C. G. T. の第42回大会で雇用闘争、購買力維持、健康増進の確保と生活内容の社会的保護の推進などとともに、諸要求の重要な課題としてとりあげられている。<sup>17)</sup>

経済危機からの脱出に当って、産業構造問題が発生し、その「近代化 (la

modernisation)」政策が、しかも緊縮政策 (la politique d'austérité) のもとで推進されるとき、そしてまた、「交換的」交渉と協約による違法な基準設定が公認されるとき、反対する活動家にたいする厳しい抑圧が仕かけられるということ。その結果において再編制された生産機構と社会組織とは、歴史的に如何に評価されるべきか、この事態は極めて重要な問題を提起しているといえよう。

- 1) le Commissariat général du plan のもとに設置された失業の構造と雇用政策の諸結果についての検討のための作業グループは、労働と収入の「分かち合い (le partage)」, 失業の「割りふり (la répartition)」の視点から作業を進めてきた。雇業者側代表の MIGNOTH 氏は、もちろん「労働と失業の中間の状態 (les situation intermédiaires entre travail et chômage)」を増加させようという政府の意図を支持している。
- 2) La C.G.T.: *Le Peuple*, 1985, n°1195, p. 10.
- 3) La C.G.T.: *ibidem*, p. 14.
- 4) La C.G.T.: *ibidem*, p. 15.
- 5) La C.G.T.: *ibidem*, p. 16.
- 6) La C.G.T.: *ibidem*, p. 18.
- 7) la durée du travail は、協約所定労働時間または労働協約などの所定労働時間とともに、規則所定労働時間との対比においても用いられるという（野田進「フランスの労働時間法制(上)」, 日本労働協会『日本労働協会雑誌』, 1986年, No. 320, 32ページ）。
- 8) 労働時間の週時間の控除にかかわる保証を再検討すること。つまり労働時間算定の基準に特例を設けること。労働者の個人的希望を利用して労働と生活の条件を悪化させる諸規定を生みださせるような労働時間調整の現実的可能性を拡大すること。通年化の操作を通して賃金が削減されること。賃金の減額をともなう労働時間を短縮すること, などを拒否している (La C.G.T.: *Le Peuple*, 1985, n° 1195, p. 19)。
- 9) La C.G.T.: *op. cit.*, p. 20.
- 10) 労働省大臣官房国際労働課編『海外労働白書』(昭和60年版), 日本労働協会, 174~175ページ。
- 11) La C.G.T.: *Le Peuple*, n°1214, p. 10.
- 12) le site の意味内容は, TRANSPARANCES-1 によれば, un centre commercial, une zone artisanal ou industrielle, un immeuble de bureaux など で働く人達は, 地理的あるいは実際に孤立した状態にあるが, そこには共通の問題があるということで, それは des site であるとされる。ただし, 都市圏の道

- 路や界限で働く人達は例外はあるが除かれる (Ministère du travail, de l'emploi & de la formation professionnelle, *Transparences-1*, p. 6.
- 13) La C. G. T.: *Le Peuple*, n°1211, p. 23.
- 14) Ministère du travail, de l'emploi & de la formation professionnelle: *Transparences-2*, p. 1.
- 15) 労働省大臣官房国際労働課編『海外労働白書』（昭和61年版），65ページ参照。
- 16) *Liaisons Sociales*, 19 décembre 1984・n°5578.
- 17) La C. G. T.: *Le Peuple*, n°1207/8/9, pp. 208-210.

#### IV 結 語

日本資本主義は、今日いちだんと厳しい環境におかれることになった。これまですでに追求されてきた「柔軟性」は、法・制度的にはもっぱら経営者がつくりだした現実を政府が容認し後追いを続けてきたと見てよい。しかし、今この時点で、もっと体系的に「柔軟性」の実現を保証する「労働改革」を、経営者側は要請し、政府もまたこの要請にこたえる努力をしている。ただし、政府の努力は、「交換的」交渉と協約による違法な基準の制定を容認するフランス政府の対応とは違って、もっぱら法律の「改正」によって法的基準を曖昧にし、最低基準を下げようとしている<sup>1)</sup>。たとえば、労働時間の「短縮」を、法律の「改正」と行政指導によって実施することにたいして、財界に弁解するばあいに、企業ごとの協約、効力の拡張が制度的に認められていないなどを理由に、国家の介入によってしか方法のないことを説明している<sup>2)</sup>。たしかに、こうした方法の違いはあるが、フレキシビリテの実現について、経営者はもとより政府もまたこれに努力している点では、経済危機からの脱出をはかる現代資本主義の方策として共通性がみられる。しかも、フレキシビリテが、既得権を侵害し、労働者に差別的抑圧をもたらし、リベルテの問題を広く提起するという点でも、共通性をもっているといえるであろう。もし、そうだとすれば、結果として生じる生産機構と社会組織の再編成は、失業と就業の中間にある雇用、すなわち

半失業を増加させ、賃金を低下させることによって再編成された現代資本主義ということもできよう。このような再編成が、経済低成長、失業の増大、社会的な不平等、産業構造問題などを根本的に解決するものでないことは、いうまでもないことである。

さらに、日本資本主義にとって、国際収支の大幅黒字が国際的に指弾され、その不均衡の是正のための対応を強制されるもとでは、一方で「円高」による交易条件の悪化を理由にする工場の海外移転が促進され、他方で途上国からの輸入攻勢にさらされて、生産の「空洞化」現象が進むことも予想される状態にある。こうした状況下では、政府・財界がえがく産業構造改革のヴィジョン自体が画餅に帰する恐れもある。そうだとすれば、国際的・国内的な障害を克服し計画どおりに行ったとしても、雇用と収入の「分割」、「ふり分け」によって再編成された生産機構は、利符切りの経済のもとで脆弱なものとして、また軍事先端技術に主導されてしか再編されないだろう。このような生産機構と社会組織は、一方でその編成替に当って国家の強い指導性が必要とされる。他方で、国家の強い介入が不可避であればあるほど、資本の側からはこの介入に対する拒否反応も生まれてくる。以上のような諸関係を含んだ資本主義の体制は、その分析のために国家の指導性を不可避とする生産機構と社会組織の再編成であるという点からしても、あらためて国家独占資本主義論についての有効性を呼び起すものとなろう。そのばあいにも、当然、国際環境および労資対抗などの今日の特徴を説明しうるような内容のものとして、国家独占資本主義論を再認識することが必要となるということである。

もちろん、「フランス社会主義」は、しかも今日のコアビタシオン（保革「共存」）への移行を考慮するとき、それはどのように評価すべきか、という問題が残る。しかし、とりわけ1984年以降のフレキシビリティのための政策的選択は、その生産機構と社会組織の再編成にどれほど現代資本主義諸国の危機管理体制との区別をゆるすものであろうか。区別しがたいというその点からすれば、ともに国家独占資本主義の危機とその「再生」という論理的筋道でとらえることも可能ではなかろうか。

「フランス社会主義」の歴史的評価のためには、本稿ではもちろん残された問題がある。それは、第一に1972年の共産党と社会党の間の共同政府綱領の成立、1978年の総選挙を前にした1977年綱領改訂作業とその過程での綱領破棄、1981年の大統領選挙の第2回投票におけるミッテラン候補への共産党の投票、同年の国民議会解散と選挙後の新内閣への共産党の参加、社会党と共産党の間の政府協定の成立、1984年共産党の閣僚引上げと閣外協力の表明からやがて批判への態度の変更、このような政治的流れを頂点とする社会運動からの分析である。

第二に、経済危機からの脱出に当って、雇用と収入の「分割」と「ふり分け」のみが残された方法とされていることにかかわる問題である。もちろん、そのばあいにはフランス社会党が、所有関係と権力関係についての一定の改革を実施したことは留意されねばならない。雇用と収入の「分割」と「ふり分け」のために「労働市場の硬直性」が問題となり、フレキシビリテの追求がなされるという点では、フランスだけが特別なわけではない。それは先進資本主義諸国にかなり共通しているといえる。そうだとすれば、所有関係と権力関係の改革の評価が、「フランス社会主義」のフレキシビリテの、もしあるとすれば他の国のそれとの違いをもたらすものであろう。しかし、所有関係については、国有化が進められたが、1977年の共同政府綱領改訂作業の過程における社会党と共産党の意見の対立から綱領そのものの破棄にいたった経過を見れば、この問題についての検討は残しているので断言はできないが、国有化の範囲がたんなる範囲の問題をこえる問題をもっていたことを指摘することはできるであろう。また、権力関係の再編制についても、産業構造問題の発生と「近代化」のためのフレキシビリテが追求されるなかで、既得権の侵害とそれに抵抗する職場活動家の選別的な抑圧が起り、そこからリベルテのための声を呼び起したという事実は、これもまた詳細な検討を残しているとはいえ、権力関係の再編成について高い評価をあたえることはできないとする、一つの根拠となるであろう。以上のごとく、所有関係や権力関係についての改革に不十分さがあるとすれば、「フランス社会主義」の生産機構と社会組織の再編成もまた、他の諸国

の危機管理体制との相違を過大に評価することを躊躇させずにはおこまい。しかし、ここでも最終的な評価を下すには、産業改革、モデルニザシオン（近代化）、労働改革のための各ナショナル・センターの取りくみについてのたち入った考察が残されている。そしてまた、これらの考察は、統一戦線政府の在り方にも及ぶべき内容を含んでいる。たとえば、ミッテラン政権下の内閣に閣僚を送った共産党が社会党との間で締結した政府協定は、かつての共同政府綱領のような内容のあるものでなく、共同宣言のような簡単なもので、その後協定違反か否かで絶えず両党の対立をひき起すようなものでしかなかったことは、統一戦線政府の在り方として問題を残していたといえる。組織協定がなかったということも、ミッテランによる歴史的実験にたいする階級的なチェック機能を十分に生かすことを不可能にしていたという点で問題があった。このように見てくると、本稿の主題が、いかに限定されたものであっても、「フランス社会主義」の実験の一部を検討している限り、その背景として以上のような観点は不可欠のものであり、またそのような分析が積み重ねられ、その成果との照応がなされることなしには、なお、単純な素描の域をでないとしかいいまい。こうした自覚をもちながら、ともかく、当初の課題についての一応の検討を終ることにしたい。

- 1) 1980年代のわが国労働政策についての検討については、三好正巳編著『現代日本の労働政策』青木書店、1985年、を参照されたい。当該書を刊行して以後、当時では予定されていたに過ぎない法律案が成立し施行されており、そこから新しい問題が発生しつつある。当該書は、やがてこれら新しい状況について補足されねばならないが、本稿において「フランス社会主義」の実験を粗くはあっても検討し終った現在において、そこには理論的に補足すべき点が多く見つかる。一つは、雇用と収入の「分割」と「ふり分け」による生産機構の再編成。二つには、ME化を促進の契機としていちだんと進められる職場労使関係における権力関係の再構成が、団体交渉制度にたいする再編成、つまり職場の生産性交渉を起点として提起する代表制的交渉制度の再編成の問題などがある。三つには、基準・制度・国家の三層で構成された論理の枠組において、個人の権利を契約的關係から見直すことの意味をどのように評価するのか、ということである。いずれ、近い将来において、以上の諸点を考慮した理論枠による、しかもいわゆる均等法、派

遣事業法などがもたらした権利状況への波紋を含めた検討を行いたいと考えている。

- 2) 労働省労働基準局監督課「今後の労働時間法制のあり方—労働基準法研究会報告から—」①（東京商工会議所『東商新聞』1986年4月5日号）。

〔あとがき〕 本稿は、立命館大学学内資金により1985年10月から1986年2月までの4カ月半にわたるフランス留学中に収集した資料と調査にもとづいて、一応の成果をまとめたものである。